

「ひろさきりんご収穫祭」新型コロナウイルス感染症の感染防止対策マニュアル 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合の対応

作成日：令和3年10月
弘前市りんご公園まつり事業実行委員会

ひろさきりんご収穫祭（以下「収穫祭」という。）の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染防止を図るために作成した「新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策マニュアル」と連動し、感染が疑われる症状の者（以下「対象者」という。）を確認した場合の具体の対応については、次のように定めるものとします。

なお、対応にあたっては、迅速に情報の確認を行い、ひろさきりんご収穫祭本部（以下「本部」という。）や関係機関等に報告し、指示等があった場合には、その指示に従い速やかな行動をとってください。また、行動をとる際、感染の疑いのある者への対応は、感染防止対策に万全を期したうえで対応にあたってください。

1. 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状(37.5度以上の熱、息苦しさ、咳、倦怠感等)が出た場合

① 来園者の対応

(1) 初期行動（来園者からの申し出、スタッフが疑わしい人を確認）

- 複数人で対応してください。
- 天候状態の状況を見ながら、基本的には、屋外の日陰に誘導してください。その場合、プライバシーに配慮し、人通りの少ない場所に誘導してください。対応者は、本部の職員など必要最低限の人数で対応してください。対応する場合には、マスクは必ず着用し、必要に応じてフェイスシールド、手袋、消毒液を携行してください。
- 対象者に対して、園内等の行動歴や他に接触者がいないか確認し、内容を記録してください。
- 職員は、聞き取り内容等の第一報を本部に連絡し、本部責任者等(弘前市りんご課長、りんご課長補佐又はりんご課販売・発信係長とし、以下「課長等」という。)は、受診・相談センター(弘前保健所)(以下「センター」という。)に連絡し、その指示に従ってください。

(連絡先) 受診・相談センター(弘前保健所) 0172-33-8521

■センターから指示を仰ぐ主な事項

- ・対象者がとる行動(対象者等の移動が必要か。移動が必要な場合の移動場所や移動方法、付添者が必要か否か。付き添いが必要な場合に注意することなど)
- ・消毒する範囲
- ・プライバシーを配慮した対応
- ・収穫祭開催継続等に対する助言
- ・その他特に注意すべきこと

(2) 初期行動後の対応

- 対象者が接触した場所の消毒を実施します。
- 保健所の指示に従い、対象者との接触が認められ待機が必要となる者は、できるだけ人が接触しない場所で待機するよう誘導します。

② スタッフへの対応

(1) スタッフに疑われる症状が出た場合(自宅など業務場所以外で出た場合)

- 従事前に疑われる症状が出た場合には、自宅待機とし、速やかにセンターに連絡し、センターの指示に従ってください。
- 当該スタッフは、各団体であらかじめ定めている連絡先の責任者に連絡し、センターに連絡したことを伝えてください。各団体の責任者は、速やかにまつり本部に連絡してください。
- 当該スタッフが接触した場所の消毒を行うとともに、センターの指示により、他のスタッフの症状を確認します。確認する場合には、プライバシーの配慮、風評被害に及ばないよう細心の注意を払ってください。

(2) スタッフに疑われる症状が出た場合(業務時間内)

- 業務時間内に疑われる症状が出たスタッフは、速やかに各団体の責任者に報告するとともに、屋外の日陰の場所に移動させ、速やかに本部に伝えます。
- 本部は、速やかにセンターに連絡し、指示等を仰ぎます。
- 本部は、感染が疑われるスタッフから接触場所や行動歴を確認するとともに、接触場所については、感染防止対策を講じて速やかに消毒を行います。

■センターから指示を仰ぐ主な事項

- ・対象者がとる行動(対象者等の移動が必要か。移動が必要な場合の移動場所や移動方法、付添者が必要か否か。付き添いが必要な場合に注意することなど)
- ・消毒する範囲
- ・プライバシーを配慮した対応
- ・収穫祭開催継続等に対する助言
- ・その他特に注意すべきこと

2. 新型コロナウイルス感染症の検査により陽性と判明した場合

① 来園者が陽性と判明した場合

《判明した時期が収穫祭終了後》

○本部の対応

- ・センターの指示に従うとともに、要請に応じて入園前に記載してもらった連絡先名簿を提出します。
- ・実行委員会事務局と施設指定管理者と情報を共有し、他に濃厚接触者等がいなか確認します。

《判明した時期が収穫祭期間中》

○本部の対応

- ・センターの指示に従うとともに、要請に応じて入園受付で記載してもらった連絡先等などの入園者名簿を提出します。
- ・実行委員会事務局と指定管理者で情報を共有し、他に濃厚接触者等がいなか確認します。

3. プライバシーに配慮した対応

PCR検査で陽性が判明するまでは、感染者ではありません。

誹謗中傷や偏見差別が発生しないよう、情報管理を徹底し、感染者及び感染が疑われる者のプライバシーを保護するとともに、主催者である弘前市りんご公園まつり事業実行委員会は関係機関と連携、協力し、市民の不安解消や感染拡大の防止を図ります。

4. コロナの感染状況による開催継続の判断

県ガイドライン（感染状況と開催の判断基準）及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により、必要に応じてコロナの感染状況の情報収集やセンター等の指導機関の指示、助言を得ながら、弘前市りんご公園まつり事業実行委員会において、中止又は縮小等の協議を行い決定します。

5. 「感染疑い」発生時の対応

県ガイドライン（感染及び感染疑い発生時の対応フロー）に基づき対応します。

以上、上記に記載されていない項目や内容であっても、国、県、市、関係機関の指導、助言等に基づき、コロナの感染状況に応じて、感染防止や拡大を防ぐために必要な行動をとることとします。